

控 訴 状

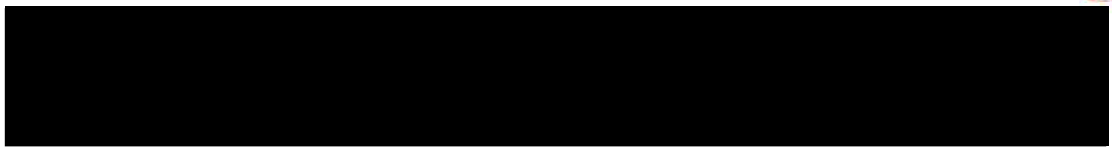
令和5年5月3日

東京高等裁判所 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 大 橋 毅
同訴訟代理人弁護士 岡 本 翔 太



住所



控訴人 デニズ [Redacted]
(DENIZ [Redacted])

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1丁目17番3号
ウェルシヤン池袋1005号室
大橋毅法律事務所（送達場所）

TEL 03-5951-6440

FAX 03-5951-6444

同訴訟代理人弁護士 大 橋 毅
同訴訟代理人弁護士 岡 本 翔 太

住所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被控訴人 国

同代表者法務大臣 齋 藤 健

国家賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 1091万2805円

貼用印紙額 7万9500円

上記当事者間の東京地方裁判所令和元年（ワ）第21824号国家賠償請求事件について令和5年4月20日に言い渡された下記判決は、不服であるから控訴する。

第1 原判決の表示

- 1 被告は、原告に対し、22万円及びこれに対する平成31年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを50分し、その49を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 5 この判決は、第1項に限り、本判決が被告に送達された日から14日経過したときは、仮に執行することができる。ただし、被告が原告のために22万円の担保を供する時は、その仮執行を免れることができる。

第2 請求の原因

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被告は、原告に対し、1113万2805円およびうち1076万0805円に対する平成31年1月20日から支払済みまで、うち37万2000円に対する同年2月5日から支払済みまで、それぞれ年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書を提出する。

以上

附属書類

- 1 控訴状副本 1通
- 2 訴訟委任状 1通